

一般財団法人愛媛県教職員互助会では、会員相互の助け合いの精神に基づき、給付事業や貸付事業など、会員の皆様の生活を支える多様な福利厚生事業を実施しております。給付・貸付には条件がありますので、詳しい内容についてはホームページをご覧ください。

給付事業

会員や家族の様々なライフイベントやアクシデントに対して給付を行います。



けが・病気で医療機関にかかったとき

●療養費補助金

●入院見舞金

家族が増えたとき

●結婚祝金

●出産祝金

●育児休業支援金

もしものとき

●死亡弔慰金

●療養見舞金

●災害見舞金

節目のとき

●銀婚祝金

●退職慰労金

福祉事業

会員の心身の健康をサポートします。

＼インフルエンザの予防接種を受けたら／
インフルエンザ予防接種補助

＼松山空港発着で海外旅行をしたら／
リフレッシュ海外助成事業

＼困ったことが起きたら／
弁護士による法律相談



このほか、県教委及び公立学校共済との共同事業として人間ドックの助成や、退職準備セミナー、メンタルヘルスセミナーを実施しています。

貸付事業

急な資金が必要なときに、状況に応じた貸付を受けられます。
貸付金の利率は変動金利です。(令和7年7月現在 月利0.07%)



生活資金

教育資金

自動車資金

結婚資金

住宅取得・災害復旧

通勤定期購入資金

これらの事業は、会員及びその親族の皆様方の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としております。是非、積極的に御活用をいただき、より充実した生活をお送りください。

請求・申込みについて



申請書類様式は
←こちら



事業内容及び提出書類については年度始めに案内文書を送付しておりますが、最新の情報をホームページでご確認いただきますようお願いいたします。

給付事業

特に銀婚祝金をお忘れの方、多いんです...

発生

ライフイベントが発生したら、自身が給付の対象かどうか、まずはご確認ください。
請求期間は、事象の発生日から3年間です。

請求

給付を受けるには請求書の提出が必要です。
(療養費補助金に限り、公立学校共済組合員とその扶養家族は自動給付のため請求書の提出不要です。)
請求に関する注意点や記入例は、ホームページに詳しく掲載しています。
提出前に一度ご覧いただき、参考にしてください。

送付

請求書を互助会にお送りください。請求期日【**必着**】です。
郵便や逡送にかかる日数を考慮して、お早めの提出をお願いします。

給付

各給付金の所定の日、登録口座に送金いたします。
※改姓等、口座情報に変更があるときは事前に変更届を提出してください。

福祉事業

単年度事業のため、請求期間が短いのでご注意ください。

インフルエンザ予防接種補助 リフレッシュ海外助成事業

給付事業と同様の流れでご請求ください。
請求期間は事業ごとに異なりますので、
年度始め文書もしくはホームページでご確認ください。

弁護士による法律相談

会員から互助会に直接お電話ください。
※相談希望日時候補を決めておくスムーズです

貸付事業

提出書類に不備があり、返送となるケースが増えています。

お申し込みの前に

手続きの円滑化のため、事前に申し込み内容の確認をいたしますので、
所属所長の承認前に互助会にお電話ください。

申込・送付

互助会が事前確認した書類一式をお送りください。
各月の申し込み締め切り日【**必着**】です。

借用証書提出

貸付が決定されたら、互助会で作成した借用証書を送付します。
収入印紙を購入・貼り付けして、期日までに互助会にご提出ください。

送金

所定の日、登録口座に送金いたします。
※改姓等、口座情報に変更があるときは事前に変更届を提出してください。

償還

毎月の給与から償還金を天引きします。

お問い合わせ/提出先：一般財団法人愛媛県教職員互助会

〒790-8570松山市一番町四丁目4-2 TEL:(089)943-0950 FAX:(089)943-0974